

## 概要

被災者の死亡は、業務上の事由によるものとして、不支給とした原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

被災者は、平成〇年〇月〇日付けでじん肺管理区分「管理 3 イ、PR2、肺機能の障害 F(+)、療養否」と決定され、その後続発性気管支炎に罹患したとして労災認定され、症状確定日である平成〇年〇月〇日より療養を開始した。

被災者は、じん肺、続発性気管支炎にて、〇病院、その後〇内科呼吸器科で療養していたが、平成〇年〇月〇日死亡した。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

被災者は長年石工業に従事しており、平成〇年〇月〇日付けで管理区分 3 の決定を受けている。その後、平成〇年〇月〇日から続発性気管支炎の治療を続け、平成〇年〇月〇日の喀痰細胞診にて悪性細胞が検出され、小細胞癌と診断された。肺がんの確定診断には至っておらず経過観察となっていたが、平成〇年〇月〇日に死亡した。

死因は肺炎・胸膜炎、原因は肺がん、その原因はじん肺と明らかにじん肺が影響しての死亡である。よって、監督署長が行った不支給決定処分は誤りである。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

主治医が作成した死亡診断書によると、直接死因は「肺炎・胸膜炎」直接死因の原因については「肺がん」、肺がんの原因については「じん肺」となっている。

主治医意見書より、被災者については、肺がんの所見が強く疑われるものの、じん肺合併症としての肺がんの確定診断に足る検査は行われておらず、医証からもじん肺合併症としての肺がんの確定診断は認められない。

主治医意見書及び国民健康保険証の使用状況にかかる文書回答から、被災者は心不全の傷病名により療養を行っていることが認められる。

主治医意見書及び労災医員意見書から、被災者の死亡時のじん肺管理区分は管理 3 イ相当であったと思われる。また、被災者がじん肺管理区分申請を受けた後死亡するまでの間、被災者には、じん肺による著しい肺機能障害は認められない。

以上のことから、本件は、被災者の死亡原因とじん肺及びその他の合併症との間に相当因果関係はなく、業務上の疾病に起因して死亡したとは認められない。

### 4 審査官の判断

#### (1) 被災者のじん肺及び合併症の状態について

主治医は被災者の死亡直前のじん肺の程度について、「胸部 X 線写真での 1 右肺野の粒状影の変化はないが、平成〇年〇月〇日の胸部 X 線写真では、左肺は腫瘤影以外に左上葉に肺炎像、胸水貯留も認めた。続発性気管支炎による感染の増悪であり、抗生剤の投与を行っていたがコントロール困難な状態であった。」と述べている。

労災医員は「総計 14 回の肺機能検査を行っているが、いずれも著しい肺機能障害は認められなかった。よって、死亡直前のじん肺の程度は管理 3 イ・PR2・F(+)と推定される。」と述べている。

鑑定医は、「肺機能は肺がんの影響がないと思われる平成〇年〇月〇日の時点で混合性障害がみられるが、動脈血は正常で著しい障害ではない。じん肺の程度は、PR4AF(+)管理 3 口相当と判断する。」と述べている。

以上より、被災者の死亡直前のじん肺の程度は PR4AF(+)管理 3 口相当と判断する。

(2) 被災者の死亡原因について

主治医は、「死亡の直接的な原因は、じん肺に合併した続発性気管支炎の悪化による、肺炎、胸膜炎、呼吸不全である。」と述べており、さらに死亡原因について、死亡診断書で直接死因は「肺炎・胸膜炎」、その原因は「肺癌」、その原因は「じん肺」としている。

労災医員は、「喀痰細胞診検査結果だけでは肺小細胞癌を強く疑われる所見であって、肺小細胞癌の確定診断がなされているわけではない。」と述べた上で、死亡に至る発生機序は不明と述べている。

鑑定医は、「左下葉には境界鮮明な結節が出現し、肺門リンパ節の腫大もみられる。気管分岐部リンパ節の腫大もみられ、明らかに肺癌の所見である。小細胞癌は肺癌以外では極めてまれで、他臓器の検索でも原発巣や転移巣らしいものが出てこないこともあり、原発性肺癌を否定することは難しいと思われる。」と述べ、死亡原因については「左下葉に原発した小細胞肺癌で死亡したものと考えられる。」と述べている。

以上より、被災者の死亡原因は原発性肺癌であるとする鑑定医の意見が妥当であると判断する。

(3) 死亡原因とじん肺との因果関係について

鑑定医は死亡原因とじん肺との因果関係を認める意見を述べており、妥当な意見と判断する。

(4) 以上より、本件は、じん肺管理区分 2 以上の決定を受けた者に併発した原発性肺癌により、死亡したものであり、業務上の事由により死亡したものである。

したがって、被災者の死亡は、業務上の事由によるものと認められることから、監督署長が請求人に対して行った遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。